

## 地区まちづくり協定区域内における建築行為等届出書

年 月 日

(あて先)  
戸田市長

住所  
届出者 氏名  
電話番号

下記のとおり、北戸田駅前地区地区まちづくり協定区域内に係る建築等を行いたいので、戸田市都市まちづくり推進条例施行規則第15条第2項の規定により届け出ます。

### 記

- 1 行為の場所 戸田市
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施工方法

(1)	開 発 行 為		m <sup>2</sup>		
(2)	その他の土地の区画形質の変更		m <sup>2</sup>		
(3) 工 建 作 築 物 物 の 建 設 築 / 設 置 又 は 設 置	ア 行為の種別(建築物の建築・工作物の建設/設置)(新築・改築・増築・移転)				
	イ 設 計 の 概 要	届 出 の 部 分	届出以外の部分	合 計	
		(ア)敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		(イ)建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		(ウ)延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		(エ)高 さ	地盤面から		m
		(オ)用 途			
	(カ)垣又は柵の構造				
(4)	建築物等の用途 の変更	ア 変更部分の面積	m <sup>2</sup>		
		イ 変更前の用途			
		ウ 変更後の用途			
(5)	建築物等の形態又は意匠の変更	変更内容			
(6)	その他地区まちづくり協定の内容に係る行為				

- 備考 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 地区まちづくり協定において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 3 この届出書には、位置図、建築計画の概要その他建築等が地区まちづくり協定に適合していることを確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添付すること。
- 4 同一の土地の区域において2以上の種類の行為を行おうとするときは、届出書は1通とする。
- 5 地区まちづくり推進団体との協議の状況について、経過等を含めてできるだけ詳細に記載したものを添付すること。